平成28年10月4日 第11827号

法人の

岡山県公報 平成28年10月4日 第11827号

◎岡山県規則第五十七号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十月四日

|山県事務処理規則の一部を改正する規則

畄 Щ

県 知 事

伊

原 木

隆

太

岡山県事務処理規則 (昭和四十四年岡山県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

る社会福祉法人及び岡山県が設立した社会福祉事業団以外のものに係る一般監査に係るものを除へ。)」に改め、同(1)を同5(1)とし、同5(9)の次に次のように加える。 設立した社会福祉事業団以外のものに係る一般監査に係るものを除く。)(第56条第4項から第6項まで」以おる、 管内において社会福祉事業を経営する社会福祉法人及び岡山県が設立した社会福祉事業団以外のものに係る一般監査に係るものを除く。)」以おる、回5⑤中「措置命令(第56条第 の県民局の管内において社会福祉事業を経営する社会福祉法人及び岡山県が設立した社会福祉事業団に限る。①において同じ。)」や証ら、 した社会福祉事業団以外のものに係る一般監査に係るものを除く。)」 いおお、 2 過」を 人及び岡山県が設立した社会福祉事業団に係るものに限る。(II)において同じ。)」や遍り、 「第56条第4項」を「第56条第8項」に改め、 別表第一(18の項5(1)及び(2)中「又はいれに置する剽毋」を削り、 当該勧告に従わなかつた旨の公表又は当該勧告に係る措置をとるべき旨の命令(2以上の県民局の管内において社会福祉事業を経営する社会福祉法人及び岡山県が □ 5 日中「のうち一般監査に係るもの」や「(2以上の県民局の管内において社会福祉事業を経営する社会福祉法人及び岡山県が設立 同53中「これらに関する副申及び」を削り、 同(11)を同5(13)とし、 「のうち一般監査に係るもの」や「(2以上の県民局の管内において社会福祉事業を経営す □50中「(2以上の県民局の管内において社会福祉事業を経営する社会福祉法 同 5 (8) 中 同55中「又はこれに関する副申」を削り、 「第56条第3項」や 「検査」や「立入検査(2以上の県民局の 「第56条第7項」に改め、 同 5 (6) 中

-				
				のを除く。) (第57条の2第2項)
				が設立した社会福祉事業団以外のものに係る一般監査に係るも
				管内において社会福祉事業を経営する社会福祉法人及び岡山県
	0			(II) 関係都道府県知事等に対する協力の要請(2以上の県民局の
 		 i	!	
				く。) (第57条の2第1項)
				た社会福祉事業団以外のものに係る一般監査に係るものを除
				いて社会福祉事業を経営する社会福祉法人及び岡山県が設立し
	\cap			(10) 他の所轄庁に対する意見の具申(2以上の県民局の管内にお

うち―雰瞟樹に家のもの」を削り、同4を同項(6)とし、同項(3)中「のうち―雰瞟醂に家のもの」を削り、同(3)を同項(5)とし、同項(2)の次に次のように加える。 般監査に係るもの(第56条第2項」や「勧告、当該勧告に従わなかつた旨の公表又は当該勧告に係る措置をとるべき旨の命令 別表第二③32の項中「こと(」の次に「―衆臍粛に係るものに弱り,」を加え、同項①中「瀚粛のうち―衆臍粛に係るもの」を「立入瀚粛」に改め、同項②中「誰聞命令のうち― (第56条第4項から第6項まで」 込おめ、 同項4中「の

 	ŀ		7
(4)	1	3	i
灩	!	有	ŀ
廃	į	他の所轄庁に対する意見の具申	i
《都道府県知事等に対する協力の要請	ļ	軍	i
道派		电行	i
f 渠	i	7	i
知事		举	i
無紙		6 X	i
[\vec{1}]	! ! ! !	亭	ŀ
李	ļ	馬	ŀ
6 X	:) Jm	į
確	!	#	÷
力。	!		į
見	ļ	5,5	i
	1	<u>√</u>	i
(m)	ļ	9	ŀ
25	!	2 앭	-
~ ⋘	 	(第57条の2第1項	-
9	!	風	ļ
(第57条の2第2項)		-	
2	!		ŀ
通	ļ		i
! ! !			÷
! ! !	!		ļ
 	ļ		ŀ
! ! !	!		:
! ! !	!		į
i i i	į		i
 			7
 	ļ		ŀ
! ! !	ļ		i
! ! !	i		i
! ! !	!		i
 	1		į
 	ļ		i
! ! !	-		i
 	!		i
! ! !	ļ		
! ! !	ļ		i
! ! !	ļ		ļ
! ! !	ļ		!
! !	-		ļ
! !	:		ļ
: !	:		į
: !	į		:
: !	-		- [
! !	-		!
! !	:		!
: !			!
⑷ 関係都道府県知事等に対する協力の要請(第57条の2第2項)			
! ! !			-
 	ļ		i
 	ļ		ļ
I I I	:		ļ
! ! !	ļ		i
! ! !	İ		i
 	į		į

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第五百十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指

平成二十八年十月四日

指定した医療機関

おかやま薬局総社東店 名

> 所 在

総社市井手五八八一一

地

指定年月日

平成二十八年十月一日

畄 Щ 県 知 事 伊 原 木 隆

太

◎岡山県告示第五百十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関

について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十八年十月四日

指定を更新した医療機関

名

ドレミ薬局倉敷下庄店

所 在 地

倉敷市児島稗田町一八三八-一

倉敷市下庄四六五-五

平成二十八年十月一日

更新年月日

平成二十八年十月一日

岡山県知事伊

事 伊原木 隆

太

三

島

邦 基

◎岡山県告示第五百十七号

また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成二十八年九月十三日次のとおり指定した。

平成二十八年十月四日

指定した医師

指定医師名

診

療

科

目

視覚

美

崇

Ш

中

肢体不自由、言語・そしゃく(中枢神経に由来するも

のに限る。)

指定を辞退した医師

指定医師名

肢体不自由、 療 科 心臟、

呼吸器、腎臟、

三島内科医院

医療機関の名称

医療機関の名称

岡 Щ 県

知

事

伊 原 木

隆

太

高梁中央病院

日本原病院

津山市日本原三五二

高梁市南町五三

所

在

所 在 地

赤磐市西中七八三-一

◎岡山県告示第五百十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次の

とおり指定した。 平成二十八年十月四日

指定した医療機関

名

井原薬局 きたぞの薬局東一宮店

ふじ薬局備前店

所 在

津山市東一宮五五-五

井原市井原町一二二九ー一

備前市伊部一二五九一二

調剤 調剤

調剤

担当する医療の種類

岡 Щ 県 知

事

伊 原 木

隆

太

指定年月日

平成二十八年十月一日

平成二十八年八月一日

平成二十八年十月一日

◎岡山県告示第五百十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する

岡山県知

事

伊原木

隆

太

医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十八年十月四日

指定を辞退した医療機関

山本薬局 ザグザグ薬局井原笹賀店 ふじ薬局備前店 ザグザグ薬局総社店 しもがた薬局 名 真庭市下市瀬一二七七一一 備前市伊部一二五九一二 真庭市下方五八四-一 総社市小寺五 井原市笹賀町二九ー一 所 在 調剤 調剤 調剤 調剤 調剤 担当する医療の種類 平成二十八年九月一日 平成二十八年七月三十一日 平成二十八年七月十五日 平成二十八年七月一日 平成二十八年七月一日 辞退年月日

◎岡山県告示第五百二十号

本文の規定により、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 次のとおり指定居宅サー 第四十一条第一項本文及び第五十三条第一 ビス事業者及び指定介護予防サービス事

業者を指定した。

平成二十八年十月四日

木

太

事業所の名称及び所在地

í

2

所在地

ヘルパーステーションYAMATO

名称

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

岡山県瀬戸内市邑久町北島七六一番地三

2 所在地 株式会社オオニシサー

岡山県瀬戸内市邑久町北島七六一番地三

三 指定年月日

平成二十八年十月一日

兀

介護保険事業所番号

三三七二四〇〇九九八

方引入隻

五

サービスの

種類

訪問介護

介護予防訪問介護

一事業所の名称及び所在地

名称

つるの里デイサービスセンター

所在地

岡山県赤磐市桜が丘西九丁目一七番一七号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名 称

ソエル株式会社

岡山県赤磐市桜が丘西九丁目一七番一七号2 所在地

二 指定年月日

平成二十八年十月一

日

兀

介護保険事業所番号

三三七二二〇一三八八

サービスの種

五

通所介護

介護予防通所介護

デイサー

事業所の

名称及び所在地

デイサービスセンターわだくり

所在地

岡山県玉野市和田五丁目二二番一号

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

名称

株式会社SHK

2

所在地

岡山県玉野市和田五丁目二二番一号

三 指定年月日

平成二十八年十月

介護保険事業所番号

三三七〇四〇一四五

兀

サービスの種類

五

通所介護

介護予防通所介護

◎岡山県告示第五百二十一号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十六条第一 項の規定により、 次のとお

指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成二十八年十月四日

事業所の 名称及び所在地

太

わがんせ

所在地

2 岡山県津山市一方一〇二番地一

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

サザンパ

2 所在地

株式会社和顔施

岡山県津· 方一〇二番地

三 指定年月日

平成二十八年十月

兀

介護保険事業所番号

三三七〇三〇二二五三

サービスの種類

五

居宅介護支援

1

事業所の

名称及び所在地

ケアプランセンター つるの

2 所在地

岡山県赤磐市桜が丘西九丁目一七番一七号

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1

ソエル株式会社

2

岡山県赤磐市桜が丘西九丁目一七番一七号

平成二十八年十月一

日

介護保険事業所番号

三三七二二〇一三七〇

兀

五.

居宅介護支援

事業所の 名称及び所在地

居宅介護支援事業所わだ

2

岡山県玉野市和田五丁目二二番一号

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社SH

所在地

2

指定年月日

岡山県玉野市

和田五丁目二二番一号

平成二十八年十月一 日

介護保険事業所番号

兀

五

三三七〇四〇一四四四

◎岡山県告示第五百二十二号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第五十三条第一項本文の規定により、

とおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十八年十月四日

事業所の名称及び所在地

木

太

名称

アイサービスセンター総

2 所在地

岡山県総社市井尻野三三一-

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

名称

所在地

株式会社さんあい

大阪府東大阪市瓜生堂二丁目八番二号

三 指定年月日

平成二十八年十月一

介護保険事業所番号

兀

三七〇八〇一三三八

サービスの種類

五

介護予防通所介護

三

◎岡山県告示第五百二十三号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第百十五条の五第二項の規定により、

とおり指定介護予防サー ビスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年十月四日

事業所の名称及び所在地

太

1 名称

デイサービスセンター楢原

が 所在地

岡山県美作市楢原上七三四番地

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

2 #

特定非営利活動法人鶴山福祉会

所在地

岡山県津山市

九番地

平成二十八年九月三十日廃止年月日

四 介護保険事業所番号

三三七三七〇〇六七七

サービスの種類

五

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名 称

機能訓練型デイサービス匠

所在地

岡山県津山市山北八〇〇番地三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

名称

ケアサービスかみや株式会社

2 所在地

岡山県津山市山北八〇〇番地三

二 廃止年月日

介護保険事業所番号平成二十八年九月三十日

兀

三三七〇三〇一八九

五.

介護予防通所介護

事業所の名称及び所在地

所在地

デイサービスかおり

岡山県瀬戸内市邑久町福谷三五七六番地の二

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

名称

株式会社香福

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町福谷三五七六番地の二

二 廃止年月日

介護保険事業所番号

平成二十八年九月三十日

兀

三三七二四〇〇三八六

サービスの種類

五.

介護予防通所介護

◎岡山県告示第五百二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、

のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十八年十月四日

解除予定保安林の所在場所

原

木

太

岡山市北区西山内字大ジイー九七七の五、一九七七の七、

九七七の九

保安林として指定された目的

三

指定理由の消滅

◎岡山県告示第五百二十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、

のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十八年十月四日

解除予定保安林の所在場所

岡山県知事

原木

太

岡山市北区西山内字大ジイー九七七の六、

九七七の

土砂の流出の防備

保安林として指定された目的

角隆の理由

三

道路用地とするため

[四二一] 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定によ

次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十八年十月四日

太

平成二十八年九月二十一日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人愛和

三 代表者の氏名

主たる事務所の所在地

兀

倉敷市児島稗田 町五一七番地

五. 定款に記載された目的

て介護福祉事業等を行い、 社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。

障害者が日常生活を送るにあたり、

介護

援助が必要な人に

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔四二二〕 大規模小売店舗立地法 する同法第五条第三項の 規定により、 (平成十年法律第九十一号) 次の大規模小売店舗の 第六条第三項に 変更の届出に 9 11 お て、

間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。 配慮すべき事項に この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその て意見を有する者 同法第 辺 \mathcal{O} 地域 項 0 \mathcal{O} 規定に 生活環境の

平成二十八年十月四

Щ [県知事 木

太

出事項の

大規模小売店 舗の名称及び 所在

所在地 笠岡市入江字将棊角五六番地二 ほ

届出者の名称、 住所及び代表者

(1) マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南 一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 加 章男

(2)株式会社宮脇書店

住所 香川県高松市丸亀 町 |番地

代表者 の氏名 代表取締役 範次

変更事項

(1) 大規模小売店舗 の施設の 記置に

荷さばき施設の位置及び 面

A 棟 南

(荷さばき施設

十四平方

B 棟 西

(荷さばき施設二) 十八平方メ

二箇所 (荷さばき施設二箇所合計) 百二平方メ ル

(変更後) A 棟 南 (荷さばき施設一) 八十四平方メ ル

B 棟 西 (荷さばき施設二) 十八平方メ

棟西 (荷さばき施設三) 三十三平方

三箇所 (荷さばき施設三箇所合計) 百三十五平方メ

(2)大規模小売店舗の 運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設一

荷さばき施設二

荷さばき施設 午前五時か

荷さばき施設三

平成二十九年五月二十七日

変更年月日

平成二十八年九月二十六日

縦覧の期間及び場所

縦覧の期間

平成二十八年

から平成二十九年二月六日まで

2

岡山県産業労働部経営支援課及び笠岡市建設産業部経済観光活性課

とおり公衆の縦覧に供する。 [四二三] 中心市街地の活性化に関する法律 同条第七項の規定によ 第三十七条第一項 \mathcal{O} 規定により第一種大規模小 当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を次の (平成十年法律第九十二号。 売店舗立地法特例区域を定める 以下

知事に意見書を提出することができる。 当該案については、 法第三十七条第九 項の規定によ 縦覧期間満 \mathcal{O}

平成二十八年十月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

種大規模小売店舗立地法特例区域として定める場所

八番五〇、 〇七六番一、宇野二丁目七九六番、 玉野市宇野一 九八番五五、 丁目三〇六〇番二、 七九八番五六、七九八番五七、 三〇六一番二、三〇七四番 七九七番二、 七九八番二二、 八一九番一 七九八番四七、 三〇七五番二、三

三 縦覧の場所

日

か

同月十八

岡山県産業労働部経営支援課

作物の 栽培を行うことを希望する者を次の条件により募集する。 笠岡湾干拓粗飼料基地の 部に 2 V て、 県から貸付けを受け、 粗飼 料又は農

平成二十八年十月四

木

太

の農地を筆単位 (複数可) で募集する。

の栽培を行う農地

九〇〇平方

二四六平方

七〇六平方

六六二平方 メ

三四四平方

四二五平方メ

一番地 三〇七平方メ

八五 八五、 一四平方メ

 $\underset{=}{\bigcirc}$ 四四四平方メ

粗飼 料又は農作物 (果樹及び花木を除く畑作物に限る。 以下同じ。) の栽培を行

う農地

笠岡市カ 下西 二七〇平方

〇六、 七八三平方 七七六平方メ ル ル

四二五平方 メ ル

同

同

同

匝 二五四平方 メ ル

平成二十九年四月 日 か 平成三十四年三月三十一日

貸付けを受ける者は、 0) 条件を厳守すること。

貸付地における栽培は 粗飼料 又は農作物の栽培に 限ること。

- 2 0 貸付地で堆肥を使用する場合は、 散布後直ちにすき込むこと。 笠岡湾干拓 地内 おい て生産される牛ふん堆
- 料とする有機質肥料を笠岡湾干拓地外から持ち込まな 料又は農作物 0 栽培を行わな 部分が生じた場合も、 雑草

肥料とし

K

は 汚 泥

- り等適切な管理を行うこと。

4

3

 \mathcal{O}

- 5 毎年度末には、 粗飼料又は農作物の作付 に係る報告書を提出すること。
- 6 笠岡市と協議及び ベント等の会場又は駐車場に使用する場合が 西町 調整を行 の農地に 粗飼 料の 0 V ては、 取 り等の あるため、 笠岡 地 協力を行うこと。 区農道離着陸場を利用 当該

兀 使用料等

- 使用料 (1) 及び (2) \mathcal{O} 合計額 当該年度分を四月三十日 までに納付 するも
- (1) 定し 直近五年間にお ただし、 け 応じて減額す 笠岡市カブト西 る笠岡市農業委員会の っる場合が 町 八五 笠岡湾干拓 地の 農地 内 0 0 ては \equiv
- (2)国有資産等所在市町村交付金相当額

国有資産等所在市町 村交付金法 (昭和三十一 年法律第八十二号)

金相当額

2 笠岡湾干拓土地改良区 0 賦

けを受け る者が 笠岡湾干拓土地改良区に対し支払う。

五.

次の要件の ずれ にも該当する者とする。

- (1)なる見込みの 律第五十二号) 農業法人 (農業法人に対する投資の あるもの 第二条第一項に規定する農業法 を含む。) 円滑化に関する特別 11 沿措置法 五年以内に農業法 (平成十四年法
- (2)料又は農作物の 大規模な栽培に必要となる資力を有すること。
- (3)栽培を行うことを希望する者につ ては 次 \mathcal{O} れかに該当するこ

کے

- 井笠圏域 (笠岡市、 で乳牛又は肉用牛を飼 井原市、 浅 口市 養 て П 1郡里庄 ること 町及び (その 構成員が 小 田郡矢掛 餇 養 町 \mathcal{O} 区 て
- 平成二十五年四月 むから粗 日 の供給を受けたことがあること。 から平成二十八年三月三十 日ま \mathcal{O}
- (5)(4)農作物の栽培実績があること。 平成二十八年三月三十一日まで 農業経営基盤強化促進法 農作物の栽培を行うことを希望する者につい (昭和五十五年法律第六十五号) 0 間に、 面積が五へ ては、 クター 平成二十五年四月 ル 第十八 以上の農地 条の 規定に おけ か
- ことができる者であること。 笠岡市が定める農用地利用集積計画に おい て定め れた利用権の 設定を受け
- (6) 公租公課を滞納していないこと。
- (7)定する者でないこと。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七 条の
- (8) 七号)第二条第一号に規定する暴力団又は同条第三号に規定する暴力団 応募者又はその役員が岡 「暴力団等」 と総称する。) 山県暴力団排除条例 に該当する者でない (平成二十二年岡
- (9)応募者又はその役員が暴力団等と社会的に非難されるべ き関係を有 い
- (10)定を受けて 手続開始の申立てがなされ がなされてい 民事再生法 いる者を除く。) る者又は会社更生法 (平成十一年法律第二百二十五号) に基づ でないこと。 (平成十四年法律第百五十四号) (再生手続開始 の決定又は更生手続開 く再生手続
- 応募期間
- 元年岡山県条例第二号) 平成二十八年十月十一日 カゝ ら同月三十一日まで 条第一 項に規定す る県 (岡 山県の \mathcal{O} 日 休日を定める条例 下 0
- 農地の貸付けを希望する者は、 \Box の午前 九時 貸付申込書、 カュ ら午後四 農業法人化予定計画書及び誓約書を 時までに持参すること。

3

- 8 四
- 岡山県農林水産部耕地課国営事業班
- 5 その他
- (1) 提出された応募書類は、理由のいかんを問わず返却しな
- (2) \mathcal{O} 辞退する場合 П 持参すること。 平成二十 年十月三十一 午後四時
- (3)質問がある場合 午後四時 質問に対する までの 回答は、 間に、 の窓口 平成二十八年十月三十一 た質問書を平成二十八年十月 持参又はフ ア 日まで岡 山県農林水産部 提出する

ス http://www.pref.okayama.jp/soshiki/54/ 地

に課のホ

ジ

に掲載する。

(農地借受者の選考

- 選考基準
- (1) 粗飼料又は農作物の栽培以外 の使用が予想される者は、 選考対象としな
- (2) 笠岡湾干拓地内 の農畜産業の 振興及び 活性化に対する貢献度が 高 1 と思わ れ
- 2 は 五の 選考委員会を設置 内容を総合的に審査の上、 1の応募資格を満たし 提出された応募書類に て 借受予定者を決定する。 11 ない者は、 審査対象としな 0 11 なお、 別 に定め 三の貸付 る評価
- 3 審査結果の通知

審査結果は、 岡山県農林水産部耕地 全ての応募者 課の (辞退者を除 ホ Δ ~ ジ で公表する。 以下同じ。) 書面 で通知す るとと

- 4 審査結果に関する事項
- (1) スにより提出し、 応募者は、 審査結果の 審査結果に関する説 審査結果につい 通知を受領した日 明要求書を五の の翌日 ら起算し 窓 て三月 又は \mathcal{O} フ ア 日 ツ
- (2)県は、 ただし、 (1)による審査結果の説明の 他の応募者の審査結果に 要求があ つい 0 回答 かに
- (3)出書を、 通知 の受領後におい 地 ら起算 交換を希望する者は、

岡山県公報 第11827号 平成28年10月4日

栽培を行う農地と一 五 \mathcal{O} $\overset{4}{\varnothing}$ 窓 \Box へ持参すること。 0) 2の粗飼料又は農作物の栽培を行う農地 ただし、 貸付地の交換は、 \mathcal{O} \mathcal{O} 間 で $\bar{\mathcal{O}}$ は 粗飼 わ

(4)特別な事由があると認められる場合に該当しない 審査結果の 受領後における辞退は、 農地貸付け の条件又は農地 特別な事由があると認めら 使用料等の不知又は不明

貸付けを決定し

5

喪失し 貸付けの決定の た場合は、 日から当該決定に係る農地の貸借契約の締結日までに、 当該決定を取り消す。 た農地につい 借受予定者に書面により通知する。 五. の 1の応募資格を

七 契約の締結

1 契約を締結することにより行う。 貸付けは、 農業経営基盤強化促進法に基づき当該農地 \mathcal{O} 利用権を設定の

2 示するとともに、 借受者が三の貸付けの条件に違反し 当該指示に従わない場合は、 たと認められる場合は、 貸借契約を解除する。 県から

3 県及び笠岡市並びに笠岡市農業委員会が当該貸付け 農業経営基盤強化促進法に基づく当該農地 同意すること。 必要な個 利用権の設定に 人情報を共有するこ

八

詳細及び \mathcal{O} 公告に定め 事項は、 募集要項に定めるところによる。

第十四条第一項の規定により、 [四二五] 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 **倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知が**

平成二十八年十月四日

原 木

太

か 倉 敷	測
市西	量
坂 地	区
内 ほ	域
三級共	測
一級五点)	量
測量	Ø
(三 級 二	種
三点、	類
成二十九1	測
九年三月十七	量
十月三日	期
までいい。	間

同法第二十条第一 [四二六] 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する ての都市計画 て準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に 項の規定により鏡野町から津山広域都市計画下 の変更に係る図書の写し の送付を受けたの で、 水道 同法第二十一条第二項 (鏡野町決定) に

平成二十八年十月四日

山県知事

木

太

津山広域都市計画下水道 (鏡野町決定)

都市計画の変更年月日

 \equiv

平成二十八年九月十六日

岡山県土木部都市局都市計画課

原本は、 鏡野町役場上下水道課におい て縦覧に供する。